

会 議 議 事 録

1 会議名	第2回長岡市入札監視委員会
2 開催日時	令和7年7月3日（木曜日） 午前10時から正午
3 開催場所	まちなかキャンパス長岡 3階 302会議室
4 出席者名	（委 員） 細貝委員長 山下副委員長 加瀬委員 村越委員 茂澤委員 （五十音順） （事務局） 大野財務部長 小見工事検査監 契約検査課 諏佐課長 桜井工事監理担当課長 佐藤課長補佐 大平係長 於島主査 木村主査 須佐主事
5 欠席者名	なし
6 議題	（1） 入札・契約案件の個別審査について （2） 課題事項について【非公開】
7 審議結果の概要	（1） 入札・契約案件の個別審査について 資料No.1 について説明 （2） 課題事項について 資料No.2 について説明【非公開】
8 審議の内容	

	3 議題 (1) 入札・契約案件の個別審査について 資料№.1 「個別審査案件一覧」 個別審査案件① 1017794 6 公処補第 3 号 〈質疑応答〉
委員	この入札の要件で参加できる業者数の見込みは。
事務局	J V 構成員の代表者は 53 社、構成員は 15 社を想定。これだけ該当があったにも関わらず、実際に参加したのが 1 グループだけだった。
委員	技術的に難しい工事であるとか、採算に合わないというような、応札が少なかった経緯等の調査は行っているか。
事務局	参加者は多ければ多いほど競争が働くので望ましいが、一般競争の場合、1 社であっても競争は働いている。予定価格は入札前に公表していないため参加者には採算に合うかどうかはわからない。参加を検討するにあたって難しい工事だとか、マンパワーが足りない等が影響しているのではないか。
委員	参加資格要件の技術者等は、主任技術者または監理技術者を専任配置と、監理技術者の兼務を認めるとなっているが、どちらでもよいのか。また、現場代理人を配置とあるが、技術者は 2 人配置しなければならないのか。
事務局	現場代理人は市とのやりとりの窓口的な役割が中心。これは J V 案件なので、構成員の代表者 1 名、構成員 1 名という意味では 2 名の技術者が必要である。
委員	以前、監理技術者がなかなか配置できないため入札に参加できないということがあったかと思うが、参加資格要件がより厳しくなっていないか。
事務局	技術者の配置条件は、建設業法でも定められているとおり設定している。
委員	監理技術者については、ある地域の中の工事なら併任ができるよう

	法律の改正があったかと思うが、この案件はその改正前だったということか。
事務局	(法律の改正後で) 地域内の 2 つの工事の兼務が可能である。
委員	落札価格が予定価格に限りなく近いが、入札参加者がこの 1 社だけというのは応札の時点で他の会社は分かるのか。
事務局	落札者を決定した時点で結果を公表するので、他の参加業者がいるか、いくらで入札したかは分からない。
委員	昱工業・大原鉄工所 J V について、昱工業が代表者ということでしょうか。
事務局	そのとおり。
委員	代表者の施工実績等に「平成 21 年 4 月以降において、公共下水道処理施設のプラント工事を元請として施工した実績があるものであること」とあるが、参加要件のハードルを高めていないか。応札の見込みの企業が 53 社あるとのことだが、この 53 社はこの実績があるということか。
事務局	構成員の代表者 53 社とは、施工実績以外の参加要件に当てはまる業者数。施工実績は入札後、落札決定までの間に確認し入札者を決定している。必要な施工実績は入札公告時に公表している。
委員	この施工実績がハードルを上げたということはないのか。
事務局	53 社が全て実績あるかについては、その時点で確認はとれないが、実績がない会社もあり得るため、ハードルであるとは言える。
委員	個別審査案件② 1017803 管工第 5 号 〈質疑応答〉 参加資格要件の「建築一式の総合評点 800 点以上、長岡市内に本社を有しているもの」とは、何社あるのか。

事務局	25社ある。
委員	4社の入札金額を見ると、落札者以外は皆予定価格を超過している。一般的な業者は予定価格内では施工出来ない傾向が見られるが、現状、原材料の高騰や人件費の高騰も予定価格に反映しているのか。
事務局	市の予定価格について、建築一式工事の場合、公共積算単価以外、業者見積りを取り、積算に反映させている。それらの積み上げで予定価格が決まるが、入札した業者の積算がそれぞれ違うため、このような結果になった。
委員	落札者以外の入札金額が約10%～20%近く違うため、工事の安全性や妥当性は大丈夫か。入札の段階では分からないと思うが、その問題は入札でクリアしなければならないのか、あとで業者と交渉や賠償請求したりするのか。
事務局	市の監督員と現場の技術者でしっかり打ち合わせをしている。公告時の参加要件として一定の技術力、総合評点を有する者が参加しているので問題ない考える。
委員	工事の質の確保については、設計図書と、要求水準書なり仕様書などを最初に見せて、それで契約をしているという理解でよいか。
事務局	そのとおり。
委員	対象が25社あって、4社しか入札がないのは何か考えられる理由があるか。
事務局	一般競争入札ではなぜ応札者が少ないのか、分析するのは難しいが、傾向として、発注時期のタイミング、あるいは業界全体の人手不足、技術者不足等で、参加できなかったのではないかとと思われる。
委員	個別審査案件③ 1017911 6経地建補消雪越第21号 〈質疑応答〉 同時期に3本発注して一抜け方式とは、公告が同日で開札も同じか。

事務局	そのとおり。
委員	同じ時期に開札、1 件ごとに落札決定するとのことだが、調達案件番号順に開札するのか。
事務局	金額が高い工事から入札を行い、落札した 11 番と 12 番は、この 3 本目の落札候補者から外し無効としている。
委員	工事概要についてだが、この部分が老朽化していて問題になったことから工事を実施するため、入札に取りかかったということか。
事務局	井戸については年数が経過すると、地下水の出が悪くなるため、順次見直ししている。
委員	金額などは、工事担当職員の方で、数人でチェックしているのか。
事務局	発注工事の担当部署で複数人で金額をチェックしている。
委員	制限付き一般競争の制限付きとは。
事務局	一般競争入札は広く参加をお願いするものだが、この制限付きというのは、「市内に本社を有しているもの」といった制限を設けているという意味である。
委員	個別審査案件④ 1017919 特下補和第 2 号 〈質疑応答〉 地域要件を川西地域限定としているが、さらに限定し地元の寺泊地区だけにするとか、あるいは少し広げるといったことはあるか。
事務局	あらかじめ要件は市の内規に基づいて決めている。一般競争入札については、これ以上地域を狭めることは行っていない。
委員	この案件は、公告が令和 7 年 3 月 10 日、契約日が令和 7 年 3 月 28 日、工事期間が契約日から令和 7 年 3 月 31 日までと、工期が 3 日だがこのような短い工期の案件は結構あるものか。

事務局	この案件は令和 6 年度の国の補助金を使って行う事業で、令和 7 年度に繰り越すには国の承認が必要。入札公告の時点で、その承認がなかったので、工事期間延長の変更契約を行うことを前提で入札を行ったものである。 個別審査案件⑤ 1017808 6 活建第 18 号 〈質疑応答〉
委員	これは見事に価格帯が同じところに集中しているが、工事の内容としては比較的単純な工事という理解でよろしいか。
事務局	そのとおり。道路新設工事で、盛土と排水構造物を敷設するもので、積算が単純な工事。土木工事は公共積算単価が公開されているので、業者も見積りをしやすかったことが、同じような価格帯に集中した原因と思われる。
委員	公共積算単価を使ったということだが、この案件は見積単価をそれほど使わなかったという理解してよろしいか。
事務局	土木工事は、ある程度決まった施工内容になるので、公共積算単価のみで積算できるものが多い。
委員	公共積算単価を使うと、業者の見積りがしやすいと聞いたが、工事としてそれほど難しくない、参加要件もそれほど（難易度が）高くなく、しかも公共積算で見積りしやすい工事は大体同じぐらいの価格帯に集中すると理解してよいか。
事務局	公共積算単価を使用し、業者が積算をしやすいということからすれば、価格帯の近いところに入札が集中すると思われる。
委員	入札価格が非常に近接しているというのは競争の激しい案件だったといえる。安さに関係なく、変動する最低制限価格のために僅差で落札者が決まることについて、業者から不満など出なかったのか。
事務局	あらかじめ示された市の入札制度に基づいた結果のため、理解してもらっていると思う。

委員	個別審査案件⑥ 1017805／1017809 6 号長工補第 1 号 〈質疑応答〉 一般競争入札の場合は公告を出して応札してもらうパターンだが、指名競争入札は、指名通知日に各業者に内容を通知することで公告したという意味か。その指名通知日にその工事内容等を公告すると理解すればよろしいか。
事務局	手続きについては、一般競争入札はホームページや掲示板に公告を出し、指名競争入札は通知日に通知を出す。資料に掲載しているのは 2 回目の件（1017809）の指名通知日。1 回目（1017805）の指名通知日はもっと前になる。
委員	この入札は 1 回目が全員辞退、2 回目の入札も半数が辞退をしているが、この理由をどのように捉えているか。
事務局	指名競争入札は辞退の際に辞退届を提出してもらうが、それに記載された辞退理由には、ほとんどが技術者不足とか、他の工事を持っているので余裕がない状態だという内容である。
委員	1 回目の 10 社が全部辞退のため、業者をすべて入れ替えているが、この選定基準はどうなっているのか。次の 10 社の選定も同じ基準か。
事務局	市の運用の中で、施工場所に近い業者とか、指名回数のバランスなど、そういったものを総合的に考慮し選定する。
	個別審査案件⑦ 1017932 特交債第 1 号 〈質疑応答〉 質疑なし
	個別審査案件⑧ 1017882 7 公更単債第 1 号 〈質疑応答〉
	くじ引きはルール上、何かに示されているのか。 地方自治法施行令（第 167 条の 9）に準拠している。

委員	くじ引きになったのは偶然だと思うが、この後、どちらかが下請けに入ることは入札制度とは矛盾しないのか。
事務局	入札結果と下請けとは別の話なので特に制限されない。
委員	くじ引きというのはどういう内容なのか。
事務局	業者から直接、くじ棒を引いてもらい決定している。都合がつかない場合は職員が代理でくじ引きを行っている。
個別審査案件⑨ 017810 6 公が補第 3 号 〈質疑応答〉	
委員	1 回目の随意契約のときのシライ電設との見積合わせも 2 回やったということか。
事務局	そのとおり。見積合わせでこれ以上価格を下げられないとのことだったので、取止めた。
委員	第 1 回の入札監視委員会の時に、この随意契約の場合に不調が続いた場合、最終的にどうなるのかと質問したら、職員が見積合わせの相手を探すと言っていたと思うが、相手を探しているうちに、工期が短くなっていくということか。
事務局	今回のように契約締結に時間を要してしまう場合は、完成日を延長する。
委員	摘要に協議決定とあるが、見積額が 1,970 万円に対して再見積額が 1,950 万円。これは、あと 20 万円まけてくださいといったことをしているのか。
事務局	1 回見積もりをもらったが、予定価格を超過していたため、改めて再見積書を提出してもらっている。
委員	見積書提出から再見積書提出までの間に、業者に予定価格は伝えているか。

事務局	予定価格は決定後に公表している。 個別審査案件⑩ 1017915 ス振工債第1号 〈質疑応答〉 該当する会社はここしかないのか。
委員	
事務局	スキー場のリストの設備は専門性が極めて高く、日本ケーブル（株）は元々リフトの設置時から関わっている会社。新潟にサービス拠点があり、該当する会社はここしかないものとして一者随意契約を行ったというもの。 〈全体を通して質疑応答〉 次回の委員会の議題について、事務局が抽出案件を設定してもよいのか。 問題なし。 （2） 課題事項について【非公開】
事務局	
委員	
9 会議資料	別添のとおり